

行田市
企業版ふるさと納税ガイドライン

令和8年2月 作成

このガイドラインは、地方創生に関する事業に対する地方創生応援税制(以下、「企業版ふるさと納税」と言います。)の寄附について、国の基準をはじめ、受け入れの基準等をまとめたものです。

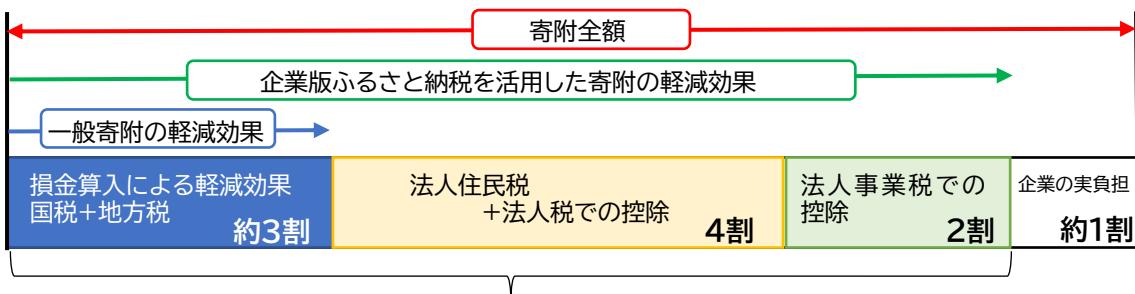
企業版ふるさと納税による寄附をご検討いただいている事業者の皆さまは、本ガイドラインをご確認いただき、制度をご活用ください。

1. 企業版ふるさと納税とは

地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について、法人関係税を税額控除する制度です(損金算入と合わせて、寄附額の最大約9割の軽減効果)。個人のふるさと納税とは異なり、返礼品は発生せず、また市町村の寄附企業に対する経済的見返りは禁止されています。

2. 制度概要

企業版ふるさと納税は、地方創生の更なる充実・強化を図るため、各自治体の地域再生計画に記載された事業に対する寄附を行った際に、一般の寄附では寄附額のおよそ3割のみが控除されることになりますが、企業版ふるさと納税を活用した場合は、寄附額のおよそ9割が控除されます(企業の負担は1割)。



【法人諸税科目ごとの特例措置】

科目	控除を受けられる額
法人住民税	寄附額の4割を税額控除(法人住民税の法人税割額の20%が上限となります。)
法人税	法人住民税の控除額が4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし寄附額の1割が限度。(法人税税額の5%が上限となります。)
法人事業税	寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限となります。)

3. 寄附者企業様のメリット

- 本市が実施する地方創生事業への支援を通じて、社会貢献や寄附企業様の企業理念を達成することができます。
- ご寄附いただいた際は、市が企業名を市公式ホームページや市報等でお知らせしますので、PR効果が期待できます。
- 市との事業連携を通じて、新たな関係構築や新事業の展開を図ることができます。

4. 企業版ふるさと納税の留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。

【禁止されている例】

- ・寄附の見返りとして補助金等を受け取ること。
- ・寄附の見返りとして入札及び許認可において便宜を受けること。
- ・寄附を行うことを入札参加要件とすること。
- 地方税法における「主たる事務所又は事業所」の所在地が本市にある場合は、本制度の対象となる寄附を行うことができません。(寄附行為が制限されるものではありませんが、税控除の上限が異なります。)

5. 寄附のお申し込み

- (1) 企業版ふるさと納税として寄附の意向がある旨を行田市企画政策課までご連絡いただきます。
- (2) 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業(企業版ふるさと納税)寄附申込書」を企画政策課にご提出ください。
- (3) 企業様へ納付書の送付もしくは振込先口座をお伝えします。
- (4) 企業様からご寄附いただきます。
- (5) 企業様へ受領証及びご希望により感謝状を贈呈するとともに、市ホームページ等で公表させていただきます。
- (6) 事業完了後、企業様へ事業費確定通知書を送付させていただきます。

6. 受け入れる寄附について

国の「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」においては、寄附を現金ではなく現金以外の物品等の資産で受領することについても企業版ふるさと納税制度の対象になるとされています。

しかしながら、一般に物品等による寄附は資産の価値を特定することが難しく、寄附額を特定することが難しいため、本市においては、原則として現金による寄附をお願いしております。

【物品等の資産による寄附を受け入れる際の要件(例)】

- ・地域再生計画に資するものとして市が事業化し、または事業化の予定があり、当該事業に要する物品等の仕様が既に決まっているもの。
- ・地域再生計画に資する事業として、市が緊急で整備する必要があると認められる物品等。
- ・寄附いただく物品が寄附申出企業様以外で製造しておらず、競合製品が存在しないもの。
- ・同種・同等の物品を複数の企業様が提供可能な状況に無いもの。
- ・当該物品等の市場価格が客観的に把握可能であるもの。

7. 企業版ふるさと納税(人材派遣型)について

企業版ふるさと納税の制度を活用して、専門的知識やノウハウを有する企業の人材を市に派遣いただく制度、いわゆる企業版ふるさと納税(人材派遣型)については、制度趣旨や民間活力の観点から利用が推進されるべき制度である一方、市での任用・採用が生じるなど事務手続きが複雑であることから、制度活用のご意向がある場合には事前に担当までご相談くださいとお願いいたします。

8. 仲介事業者の取扱について

本市では、寄附の趣旨及び内容の明確性を確保する観点から、寄附企業様との直接的な意思確認と寄附を原則としております。

企業様が、企業版ふるさと納税をご検討いただく際に寄附先市町村との連絡調整を代行する、いわゆる「仲介事業者」が寄附に関与する場合であっても、寄附の意思表示並びに寄附内容の最終的な確認は、必ず寄附企業様から直接行うことといたします。

また、企業版ふるさと納税の趣旨や寄附額に応じた税制優遇が受けられる制度設計、本市がいただぐ貴重な財源が減少することが無いよう考慮する必要があることなどから、当該寄附に係る手数料その他の経費につきましては、原則として企業様がご負担いただくこととしております。予めご了承ください。

9. その他

本ガイドラインに定めのない事項については、企業版ふるさと納税制度の趣旨及び本市の基本的な考え方を踏まえ、個別に判断いたします。

ご質問等がありましたら、担当までお気軽にお問い合わせください。

【担当】

総合政策部 企画政策課

電話:048-556-1111